

【資料 1】

「障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例」

障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない例

○航空事業者の例【ANAグループ・JALグループによる会員情報による確認】

大手航空会社（ANAグループ、JALグループ）においては、次のいずれかの方法で障害者手帳等に係る情報を事前に会員情報に登録すれば、障害者手帳等の提示が会員カードなどによる確認で代替可能。

- ・ 初回搭乗時に障害者手帳等と会員カードを空港手続カウンターに提示し、登録
- ・ 申込書とともに障害者手帳等の写しを郵送し、登録

会員情報への登録により、障害者割引の航空券をインターネットで購入した場合でも、チェックイン時に障害者手帳を提示する必要はなく、直接保安検査場へ行くことも可能。



（読み取り機にタッチして登録情報を確認）

○鉄道・乗合バス事業者の例【スルッと KANSAI 特別割引用 IC カードによる確認】

スルッと KANSAI 協議会に加盟している各交通機関（IC カード取扱事業者）において利用できる第 1 種身体障害者の方または第 1 種知的障害者の方とその介護者の方を対象とした割引料金が適用されるプリペイド式 IC カード。

入手方法は、「申込書（封筒）」と「手帳確認届」、その他必要書類を準備のうえ株式会社スルッと KANSAI に郵送。

- ・ 申込み及び利用については、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第 1 種」と記載された身体障害者手帳または療育手帳が必要
- ・ 都度の手帳の提示は不要（係員が求めた場合は提示が必要）となります。
- ・ 本人用カードと介護者用カードとの一緒の利用が必要（交通事業者が別途認める場合、本人用カードのみでの利用が可能）
- ・ 全国相互利用サービスは非対応
- ・ ご利用前のチャージ及び年 1 回の「継続利用確認」の手続きが必要
- ・ 「手帳確認届」及び「継続利用確認」は、本人が手帳を持参のうえ、駅等の窓口で手続き



（スルッと KANSAI 特別割引用 IC カード）

（注）国土交通省の資料による。

【資料 2】

「苦情・トラブルの減少に効果的であったとする表示」

**障害者割引は
療 育 障害者
手帳の写真確認が必要です**

※本人確認ができない場合は割引できませんのでご了承ください



(注) 調査対象事業者の資料及び当局の調査結果による。

【資料3】

「平成27年4月1日から秋田県が交付する障害者の手帳とカバーが新しくなります」

へいせい ねん がつついたち あきたけん こうふ
平成27年4月1日から秋田県が交付する

しょうがいしゃ てちょう あたら
障害者の手帳とカバーが新しくなります

あきたけん てちょう も かた はいりよ
秋田県では、手帳をお持ちの方のプライバシーに配慮するなどの
もくてき しんたい しょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう せいしん しょうがいしゃ ほけん ふくし
目的で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉
てちょう いろ がいかん とういつ
手帳の色や外観を統一します。

へいせい ねん がつ こうふ あたら てちょう
平成27年4月から交付する新しい手帳とカバーのイメージです。

(あか きんいろ で県の名前とマークが入ります。手帳の台紙はクリーム色です。)



お問い合わせは、お住まいの市町村または県障害福祉課へお願いします。

なお、現在お持ちの手帳でも福祉サービスなどを受けることができます。

しょうがいしゃ てちょう も かた ねが
障害者の手帳をお持ちの方へお願いです

しょうがいしゃ てちょう かくしゅ う こうふ
障害者の手帳は、各種サービスを受けやすくするために交付しています。

こうきょうしせつ こうきょうこうつうきかん など サービスを受ける際には、本人確認が必要です

かおじゃしん は めん ていじ ねが
顔写真が貼ってある面を提示してくださるようお願いします。

秋 田 県

(注) 秋田県の資料による。